

## 重要事項確認書

にしのみやしファミリー・サポート・センター事業説明書を確認の上、以下の項目について了承します。

(※にしのみやしファミリー・サポート・センターの会員登録には、この確認書の提出が必要です。)

・登録後に、この確認書の写しを送付しますので、退会されるまで大切に保管して下さい。

1. にしのみやしファミリー・サポート・センター（以下、「センター」と言う。）の活動は依頼会員と提供会員の2者間における請負または準委任契約に基づくものです。活動の選択や判断の主体は会員自身です。依頼会員は自分の意思と責任のもとに子供を提供会員に預け、提供会員は自分の意思と責任のもとに子供を預かります。  
 了承します。
2. この活動は、ボランティア活動の一環であり、会員とセンター、および会員同士に雇用関係はありません。提供会員は体調を自己管理し、無理のない範囲で活動してください。また、依頼会員は、提供会員と事前に打ち合わせしていない活動・センターに予約していない活動を提供会員にお願いしないでください。  
 了承します。
3. 活動中に万が一事故が起きた場合は、センターが加入する補償保険の範囲で補償を行います。「入会申込書兼登録書」・「子供のチェックシート（依頼会員のみ）」で事実と異なる申告をされた場合や、センターに予約していない内容の活動をされた場合は、補償保険の適用を受けられない場合があります。  
 了承します。
4. 会員は、必ず法令を遵守の上、活動します。  
 了承します。
5. 病児（解熱剤服用中含む）・病後児を対象とした活動はできません。また、依頼会員は子供に症状が無くても、同居人が感染力の強い感染症に罹患している、または子供の通所先等が感染症対策のために閉鎖されている（学級閉鎖等）場合には活動を依頼することができません。同様に、提供会員についても会員本人や同居人が感染力の強い感染症に罹患している疑いがある場合には活動依頼を受けることができません。  
 了承します。
6. 会員または子供が医師から病気等の診断を受けたり、医療機関へ通院または相談した経験があるなど、活動に際し特別な配慮が必要となる可能性がある場合は、依頼会員は活動を依頼する前に、提供会員は活動を承諾する前に必ずお申し出ください。  
 了承します。
7. 安全な活動のため、センターから子供の面接、通所施設への聞き取り、医師の意見書等の提出を求められた場合は、それに応じます。  
 了承します。
8. 会員は、会則や事業説明書に記載されている内容を遵守します。会則に違反した場合、会員資格を抹消する場合があります。  
 了承します。